

剣道界から 暴力・暴言、各種ハラスメント、 差別、ドーピング等を排除します

一般財団法人長野県剣道連盟

一般財団法人長野県剣道連盟は、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、令和4年6月に「倫理に関するガイドライン」を策定しました。この取組をさらに推進すべく以下に重点的な項目を掲げますので、剣士の皆さんは十分に理解してご対応いただきますようお願いいたします。

【1】指導的立場にある者は、選手及び剣道を学ぶ者等への指導の際、直接的な暴力、暴言、脅迫、威圧及び不快に感じる行為は絶対にしない。間接的であっても暴力やパワー・ハラスメントをはじめとする全てのハラスメントと受け取られないよう言動には十分留意する。

【2】ハラスメントは受け止め方に違いがあることを認識し、性的・性差別的言動や表現、相手が不快に感じるような言動、表現、行為などは厳に慎む。

【3】役員、監督、審判員等の指導的立場にある者は勿論のこと、選手等も上下関係を利用して立場の弱い者に対し、人道的に反する行動や強要をしない。

【4】薬物乱用・ドーピングは「しない、させない」
麻薬・覚せい剤・大麻などの薬物使用は犯罪であり、一度の使用で人生が壊れることを全員が正しく理解し、社会から排除する。

【5】被害者となった場合は、「日時、場所、内容などを詳しく記録する」「無理せず周囲（長野県剣道連盟など）に相談する」「心身のケアや専門家に相談する」などの対応をしましょう。